

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

雇用継続給付手続の被保険者の署名・押印省略について

平成30年10月1日から、雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できるようになりました。

今後の手続にあたっては、その申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、被保険者と合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成して保存することで、申請書への被保険者の署名・押印を省略できます。

【注意事項】

※省略する場合は、申請書の申請者氏名・署名欄に「申請について同意済み」と要記載

※同意書の保存期間は完結の日から4年間で、申請時に提出は不要

ただし、必要に応じて事業所管轄ハローワークから提出を求められることもあり

対象となる申請書等

＜高年齢雇用継続給付金＞

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続支給申請書
- 高年齢雇用継続給付支給申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

＜育児休業給付金＞

- 育児休業給付金受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- 育児休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

＜介護休業給付金＞

- 介護休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

同意書の様式

様式例については、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00001.html

年次有給休暇の時季指定について

来年4月から、有給休暇を年5日は必ず取得させなければならないと聞きました。具体的には、どのように対応したらいいのでしょうか？



①

はい、使用者は年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者について、5日については基準日(付与日)から1年以内に、労働者ごとに時季を定めて与えなければなりません。

ただし、労働者が自ら時季指定して5日以上取得した場合や、計画的付与により5日以上取得した場合は、使用者による時季指定は不要です。



②

なるほど。取得の時季は繁忙期などを避けるためにこちらで自由に決めても大丈夫でしょうか？



③

いいえ、使用者が時季を定めることにより与える場合は、その時季について労働者の意見を聴かなければなりません。

そして、できる限り労働者の希望に沿った時季指定となるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

時季指定の方法としては、例えば、労働者の意見を聴いた上で年次有給休暇取得計画表を作成し、これに基づき取得させるなどが考えられます。



④

意見聴取で本人が半日単位を希望した場合の時季指定はどうなりますか？



⑤

労働者の意見を聴いた際に半日単位の年次有給休暇の取得希望があった場合は、使用者が時季指定を半日単位で行うことも差し支えありません。

この場合、半日単位の年次有給休暇の日数は0.5日として取扱います。

なお、今後は年次有給休暇を与えた時季・日数・及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類を作成し3年間保存しなければなりません。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2018.10.17
NK-GROUP